国立大学法人電気通信大学若手教員海外研究派遣制度実施要項

平成18年 4月 1日 改正 平成22年 2月16日 平成25年 9月25日 平成28年 3月23日

(目的)

第1条 この制度は、電気通信大学(以下「本学」という。)の若手教員を外国の大学、研究所その他の教育研究機関に出張させる(以下、この者を「派遣若手教員」という。) ことにより、その専攻する学問分野について調査研究し、教育研究の能力等の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 派遣若手教員として派遣されることのできる教員は、派遣される年度の4月1日 において45歳未満であって、本学での職歴が出発時に2年以上である者とする。 (派遣期間)
- 第3条 派遣若手教員として派遣されることのできる期間は、3月以上1年以内とする。 ただし、1事業年度を超えないものとする。

(申請)

- 第4条 派遣若手教員として派遣されることを希望する教員は、所定の書類により学長に 申請するものとする。
- 2 申請に当たっては、所属する類長・専攻長等の推薦を得るものとする。 (選考)
- 第5条 派遣若手教員の選考は、学長が行う。

(派遣の辞退、取消)

- 第6条 派遣若手教員の予定者となった者が、事情の変更により派遣を辞退する場合は、 理由を付して速やかに学長に申し出るものとする。
- 2 学長は、病気その他の理由により、派遣することが適当でないと認めたときは、当該 派遣若手教員に対し派遣の決定を取り消すことがある。

(旅費)

第7条 派遣若手教員に支給する旅費については、国立大学法人電気通信大学旅費規程の 定めるところによる。

(研究活動への支援)

- 第8条 本学は、派遣若手教員に対し、海外での研究活動を援助のため、200万円を限度として支援を行う。
- 2 前項の支援額は、旅費に充当するものとする。

(研究の中断)

第9条 派遣若手教員は、研究期間中において、研究を中断した場合は、直ちにその理由

を付して学長に報告するものとする。

(研究の中止等)

- 第10条 派遣若手教員は、研究期間中において、研究を中止する必要が生じた場合は、直 ちにその理由を付して学長に申し出るものとする。
- 2 学長は、研究期間中に病気その他の理由により、研究の継続が困難と認めたときは、派遣した教員に対し、研究を中止させることがある。

(健康診断の受診)

第11条 派遣期間が6月以上となる派遣若手教員は、出発前及び帰国後に健康診断を受診 しなければならない。

(研究報告書の提出)

第12条 派遣若手教員は、帰国後、速やかに研究報告書を学長に提出するものとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附即

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要項の施行日において、改正前の要領により海外派遣中の者又は帰国後3年 未満の者については、同要領第8条第3項の規程に基づく支援額相当の返還義務は免除 する。

附則

この要項は、平成25年9月25日から施行する。

附目

この要項は、平成28年4月1日から施行する。